

淀川水系流域委員会 第11回琵琶湖部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員(委員会・琵琶湖部会長)

日時 平成14年3月13日(水) 13:30~16:30

場所 高島町生涯学習センター

「アイリッシュパーク」ガリバーホール

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

それでは、定刻になりましたので、これより淀川水系流域委員会第 11 回琵琶湖部会を開催いたします。

司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所で務めさせていただきます。私、関西研究センターの柴崎です。よろしくお願いいたします。では、審議に入る前に、ご報告と幾つか確認をさせていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。「議事次第」、「発言にあたってのお願い」、資料 1-1「第 8 回委員会結果概要」、資料 1-2「第 8 回委員会資料 2・中間とりまとめ骨子について」、資料 2-1「琵琶湖部会における今後の検討課題に関するまとめ(案)」、資料 2-2「検討課題についての意見整理資料(案)」、資料 2-3「委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表(案)」、資料 2-4「一般からのご意見とりまとめ表(案)」、資料 3「琵琶湖部会中間とりまとめのイメージ」、資料 4「情報共有のための資料」は滋賀県から提出された資料です。参考資料 1「第 10 回琵琶湖部会結果概要」、参考資料 2「委員および一般からの意見」、参考資料 3「検討スケジュール」、以上です。

これ以外に、中村委員から提供されました資料として、琵琶湖研究所の所報を委員の皆さまのお席に置いております。それと、先ほど配らせて頂きました琵琶湖工事事務所からの提供資料もお席の方に置かせて頂いております。委員の方には、一部の資料を事前にお送りしておりますが、本日はお手元に資料一式をご用意しております。

なお、資料 4 のカラー資料については委員の方のみとさせて頂いております。また、琵琶湖研究所所報につきましても、部数の関係上、委員のみの配付としております。どちらの資料につきましても、受付に閲覧用資料を用意しておりますので、ご覧下さい。また委員席には、参考として、これまで提出された現状説明資料等をファイルにとじたものを、1 テーブルに 1 つの割合で置いておりますので、審議のご参考にして下さい。

本日は一般傍聴の方々にも、発言の時間を設けさせて頂く予定です。ご発言に当たっては「発言にあたってのお願い」をご一読の上、お願いします。なお、委員の方々の審議中は、一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きますよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。また、委員の方、河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際には必ずマイクを通して発言下さいますよう、よろしくお願いいたします。携帯電話をお持ちの場合は、審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂きますよう、ご協力をお願いいたします。本日の終了は 16 時半を予定しております。

それでは、審議に移りたいと思います。川那部部会長、よろしくお願いいたします。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

それでは、早速、始めさせていただきます。審議事項の 1 番目、第 8 回委員会の報告を、庶務の方からお願いします。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

[省略：資料 1-1 について説明]

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。今の件で、何かご質問、ご意見等がありますか。

委員の方には、たしか、資料 1-1、資料 1-2 は事前にお配りしてあったと思いますが、繰り返して言えば、資料 1-2 は第 8 回委員会の時に配られた資料で、それに対する、ここはこう変えた方がよいのではないかという委員の意見の一部分は、資料 1-1 にも入っているということです。もっと変えなければならない、或いは、こういうことをしなければならないという強い意見は、ここには記載されていないということです。

委員会では、3 人の方が作業部会をして下さっているということです。琵琶湖部会の委員からは江頭部会長代理が参加されています。第 8 回委員会に関して、他に何かありますか。特になければ、早速、検討課題の方へ入りたいと思います。

検討課題につきましては、資料 2-1、或いは資料 2-2 の議題のうち、「3-5 市民とのコミュニケーション（情報共有、発信、意見聴取など）」までは前回までに討議が終わったことになっており、従って本日は、「4 治水、利水、環境（境界・融合領域）」から議論をし、そのあと、検討項目の各論に入る予定です。

前日も触れましたように、琵琶湖部会でも作業部会をつくって頂いて、先日、その第 1 回目の集まりをして頂きました。資料 3 が、第 1 回目の作業部会での検討結果を庶務がまとめたものです。この内容を、特に本日の審議で、例えば、こういうことがもしできればというような要望等も含めて、説明して頂けませんでしょうか。江頭部会長代理、お願いしてよろしいですか。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

3 月 9 日に作業部会を開催し、私を含めて 5 名で中間とりまとめの原案をつくるための議論をさせて頂きました。

資料 1-2 の「中間とりまとめ骨子について」の目次をご覧下さい。また、資料 3 の 12 ページもお開き下さい。資料 1-2 の目次に沿って議論するか、或いは、資料 3 の 12 ページのように、これまでの琵琶湖部会で議論したトピックスを、環境、治水、利水、利用、社会システムといった軸に並べ直して議論するのか検討しました。資料 3 の 12 ページを見て頂きますと、縦軸に「水位管理」、「流入河川対策」、「流入水量・水質コントロール」、それから、湖岸の侵食等の問題が随分と話題になりましたので、「湖岸・水辺対策」のように並べました。横軸には、「A 総合」、「B 環境」、「C 治水防災」、「D 利水」、「E 利用」、「F 社会」と並べました。最終的に、例えば、湖岸侵食を環境の面から、治水の面から、利用の面から見るとどうかという具合にさせて頂きました。

本日は、資料 2-1 の 6 ページ「4 . 治水・利水・環境」から議論して頂くことになっているわけですが、作業部会といたしましては、資料 3 の 12 ページの表を意識しながら、資料 2-1 の 6 ページ以下の議論をして頂ければありがたいと思っております。

資料 2 の 12 ページ「A 総合」は、基本的な考え方や理念を意味しているわけですが、これにつきましては、既に川那部部会長より、一委員としての試案が出ております。そういったものも念頭に入れて頂きまして、「A 総合」につきましても、コメントやアイデア等を頂ければありがたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

委員会の作業部会に江頭部会長代理が入っていらっしゃるので、説明をお願いしました。ありがとうございました。12 ページの表を十分に考えた上で議論して欲しいという要望がありますので、そのことを踏まえた議論をお願いしたいと思います。

私から質問ですが、資料 3 の 12 ページで「A 総合」はともかく、「B 環境」、「C 治水防災」、「D 利水」、「E 利用」、「F 社会」という順番は、これまでのまとめと方と違った順番になっているのですが、これは何か特別な意味があるのですか。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

特別な意味はありません。こういう順番でまとめた方が要点がわかりやすいだろうということ。作業部会の時には、特に順番については議論しておりません。

それから、「A 総合」から「F 社会」という横軸をそのまま章として見て頂いてもよいし、縦軸を章としてもよいという、そういう意味があります。ただ、どちらを章とするかは、今後、議論しないといけないと思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今の件について何か特にありますか、もしなければ、一応そのことを考慮しながら、従来のやり方でやっていきたいと思っています。資料 2-1 でいえば 6 ページの最後から、資料 2-2 でいえば 14 ページからということになります。

前回の部会で私は、「河川整備計画策定のための基本的考え方」（資料 3 補足）という 3 つの前書き案のようなものを皆さまにお渡しして、こういうものを入れた方がよいのかどうか、或いは、入れるとしたらどの辺がよろしいか、次の部会で議論すると発言させて頂きました。作業部会がありますから、必ずしもこれについてきちっとこの場で決めなければならないとは思わないのですが、何かご意見があれば、是非おっしゃって頂きたいと思っています。「河川整備計画策定のための基本的考え方」のうち、1 ページ目は私自身の言葉として書いたものです。

実はこの資料は、琵琶湖部会の作業部会に対して、議論して頂きたいということを出した内容です。従って、形式上は 3 ページ、4 ページ、5 ページ辺りを前書きにしてよろしいかということ。何かご意見がありますでしょうか。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

川那部部会長のご発言についてですが、この資料 3 補足については、本日の作業部会で議論させて頂くことになっています。この試案はかなり強烈な部分がありますので、そういったことも合わせて作業部会で検討させて頂きたいと思っています。もちろん、今ここでご意見を頂いても結構かと思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

せっかく作業部会があるわけですから、作業部会の方にお任せするのがよいと思いますが、特に何かご意見はありますか。

資料 3 補足の 1、2 ページは作業部会に対して出したものですから、今日この部会で議

論して頂くことは、むしろ 3 ページ以降になると思います。

西野委員 (琵琶湖部会)

例えばダムの問題を、独立して上げておく必要はないのかなと思います。

藤井委員 (琵琶湖部会)

資料 3 の 12 ページの表を、先ほど江頭部会長代理からご説明頂きましたが、ここに生き物と人間の関係について、いろいろ言葉では入っていますが、バイオダイバシティの問題や化学物質の問題、守山を含めて滋賀県全域で四塩化炭素、砒素のような地下水絡みで、人為的な産業活動に伴う汚染の可能性がありますから、特に化学物質の問題について、作業部会でどう位置付けられたのかを、お伺いしたいと思います。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

「B 環境」の中に入ってくるのだと思います。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

水質の話は出ていたのですが、ここでは漏れています。

それから、「C 治水防災」の 2 段目のところの天井川対策、直線化対策とありますが、これは書き方が少し変だと思うのです。川を直線化していることに問題があるから、これを考え直そうということの話が出たはずですが、この表現では直線化していこうという話にもとれるので、表現をあらためた方がいいのではないかと思います。

それから、水質の問題が抜けていると私も思います。抜けているのはまずいと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

これは庶務がつくったものですから、言葉遣い等に問題があるかもしれませんが、それは作業部会の方できちっと考えて頂いたらよろしいと思います。

それから、水質の問題等が抜けているとすれば、それはやはり問題ですから、是非考えて頂きたいと思います。生物多様性と水質の問題が出てまいりました。

三田村委員 (委員会・琵琶湖部会)

委員会でも申し上げたのですが、環境啓発或いは啓発活動の項に入れて頂きたいと思いません。是非、お願いします。この表のどこに入るのか、或いは、もう 1 つ総合的な項目が要るのかも知れないですが、やはり必要だと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

では、それもよろしくお願いします。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

抜けていることを指摘するだけで申し訳ないのですが、琵琶湖の特色を語る時には、やはり文化、歴史が重要になってきます。例えば 8 ページには琵琶湖の特性として書かれて

いるのですが、12ページの表にはその部分が抜けてしまっています。つまり、文化の問題が見えていない、或いは、表向きに出ていません。

水位管理、或いは湖辺の問題で言えば、風景の破壊、或いは改変をどう評価するかという問題があります。近江八景は既になかったことはかなり重要な問題だろうと思います。

それから、水位管理については、産卵漁場の破壊というのは、つまり、鮒ずしを維持できなくなるということです。生態的な条件の変化が、結果として本来の琵琶湖が持っていた文化の維持を難しくしているわけです。

教育の問題では、そういう生態なり文化の、いわば生命文化複合体として人間と関わってきた琵琶湖の伝統というのは、子供たちに伝わっているのかということがあるのですが、これが全く伝わってなく、汚染、ごみ、汚れとしか伝わっていません。このことは大変な文化的危機だろうと思いますし、精神文化としての危機だろうと思うわけです。

ですから、やはりここで問題として取り上げないと、淀川流域全体の中で文化の問題は、すぼっと抜け落ちてしまうのではないかと思います。やはり「F社会」とも違うのです。よく社会文化と言いますが、文化というのは、精神或いは生態と直接関わっていると言えます。その辺りのことを是非入れて欲しいと思います。作業部会に参加もせずに申し上げるのは、恐縮なのですが。

それから、あと1点は、先ほど西野委員がダムの問題を別建てにするとおっしゃっていたのですが、これもいつも繰り返し申し上げているのですが、ある特定の地域を考えると、表向きは矛盾のないことが、現場では矛盾が起きてくるわけですね。ですから、モデル地域をどう考えたらよいのか、少し思考実験できるような形で、例えば、どこかの流域を考えるということも必要ではないかと思います。これは、中間とりまとめの段階ではなく、次の段階なのかもしれませんが、モデル地域を取り上げ、そこで理論から実践へ向けて、現場での問題がまるごと全体として見えるような形でとりまとめをした方が、次の展開のためにもよいのではないかと思います。

井上委員（琵琶湖部会）

資料3の12ページ「E利用」の「4湖岸・水辺対策」で「適正な利用」と、一言で書かれているのですが、やはり、川や琵琶湖と関わりたいと思っている方は多いですから、「関わりやすくする」という言葉でくくってもらった方がよいかと思います。「適正な利用」というのは難しいです。お上の言葉ですから、そうではなく、住んでいる人たちが川においていけるようにするということだと思います。淀川を含めて、人々が殆ど水辺にさわれないように整備しておられますから。

藤井委員（琵琶湖部会）

省庁間の連携のことなのですが、去年の秋に環境省の審議会の委員をしていて感じたことです。先ほどの環境啓発にしても、生物多様性や環境ホルモンの問題にしても、環境省の大阪の出先機関がオブザーバーとして入るといった連携は考えていらっしゃるでしょうか。環境省サイドで議論をして、川の問題を扱うときにはいつも、「国土交通省と話し合っていますか」「どうのことを話し合っていますか」という話が必ず出るので。この中間とり

まとめの中でも、そういう配慮ができるとういなと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今おっしゃった内容のことは前から議論がありまして、例えば資料3の補足の3ページから5ページにも大雑把なことは書いてあるので、作業部会でもこのことについて考えて頂きたいと思います。

文化の問題や、文化を含めた教育の問題、それから、利用については、「利用したい人がどうするか」より、「利用したいような状況はどういう状況か」という問題として考えるべきだというご指摘がありました。

それから、省庁間の連携のような問題は、後書きのように書いてもよいと思います。全体のことを考える必要があるので、流域委員会、部会として考えると書かれていることが必要だと感じます。その辺のことも、作業部会の方でよろしくお考え頂きたいと思います。

仁連委員（琵琶湖部会）

先ほど井上委員がご指摘されたことと関係すると思いますが、今回の河川法の改正、それから、この流域委員会での議論というのは、河川管理の目的を治水から環境等へと、いろいろな方向へ広げていくということになっているわけです。しかし、広げるということは当然、目的間の対立が起こり得ると思うのです。

例えば治水だけを考えていけば、どうすれば水害による被害を最小化できるかという形で一義的な答えは出せると思うのです。しかし、目的を幾つか並べて、それを同時に達成しようとする、対立が出てきます。そうすると、解は1つではなく、いろいろな解があり得ると思うのです。当然それぞれの立場によって、いろいろな意見の違いが出てくると思います。

そういう中で計画をつくる場合に大事になってくるのが、関係機関、関係住民の間の、きれいな言葉で言えばパートナーシップ、赤裸々に言えば、お互いの対立する意見の落としどころを見つける、そういう大変な作業をしなければならないと思うのです。

今までは河川管理者が決めてそれを実行していくという、システムとしては非常に単純だったと思うのですが、今後は非常に複雑なシステムをとらざるを得ないと思います。そういう全体のマネジメントのシステム自体が、いわゆる環境という項目を入れることによって、がらりと変わるのだという認識が、この計画をつくる段階で必要なのではないかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

その辺ことは、資料3 補足の3ページ、02-02-18案で、住民が知恵を出し、それを行政が進めるといいう形が大事であると書いたもので、その辺も具体的に何かありましたら、考えて頂いたらよいと思います。

それから、先ほどはわざと話をしなかったのですが、嘉田委員の言葉でいうと、「在地主義」でしたでしょうか、そういったことの大切さについてもこれまで何度も議論されております。少なくとも例示としては、その辺のことも考えないといけないだろうと思います。また、中間とりまとめを出した後で、そういうことについては絶対に議論しないといけな

いと思います。

それでは、少しもとへ戻って、資料 2-1 の 6 ページの「4 治水、利水、環境（境界・融合領域）」という辺りについて、ご議論頂くよう、よろしくお願ひいたします。

先ほど私が「作業部会では、資料 3 の項目の順番は何故こうなったのですか」と質問したのは、かなり意識しておやりになったのかなと思ったからです。というのは、当然、河川法の順番からいきましても、まず治水で、そこに利水が入り、その後で自然環境保全が出てきたという経緯があります。そういう流れからいえば、治水、利水、環境という順番で考えるのが当然です。しかし、一度順番をひっくり返して、自然環境から考えていくとどうなるかといった考え方があってもよいのかなという気がしたので、質問したのです。

それから 1 つ、私がこういうことを言うと非常におかしいのかもしれませんが、この間から気になっていたことを申します。「河川管理者」といわれる人たちから治水、利水に関する話を聞いたり、ここで議論したりしているわけですが、必ずしもそうは言えないのではないかと思っていることがあります。

例えば、治水という問題について、何年確率洪水というものをまず何とかしようという考え方、或いは、水がある程度あふれるのはよいとしても、致命的なことだけは避けようという考え方は、実は自然環境のことなど何も考えなくて出てきている意見だと私は思います。治水のことだけに関して考える時にでも、全く違うやり方があるのではないかと思います。

それから、利水の方については、利水に係る事業者の方は、従来からの考え方からすれば、いろいろなところから利水の要求が出てくれば、その要求を足し算せざるを得ないというのが、今までの立場であったということだけをこれまでおっしゃってきたわけです。そうすると今度は、自然環境のことを全然考えに入れないで、人間が水を使うという立場に立った時に、欲しいものを全部使うという水の使い方が、人間の利水のあり方として正しいのかどうかということです。人間が水を使うということについても、もう少し水の使用を減らすようなやり方がよいという選択肢はあるわけです。

ですから、治水に関していろいろな選択肢があり、利水についてもいろいろな選択肢があるというような中で、例えば自然環境を考える人は、その中であればどれが最もよいかという言い方も、ないことはないと思います。ですから、いろいろな意味で総合的なことを考えると同時に、おのおののところで行われていることについても、いろいろな選択肢があって、そのうちのどれを選ぶのかというような議論が出てくるのではないかと思います。ですから、生物をとるのか、人間をとるのかというような議論が、私に言わせればとんでもない議論だと思いますが、一時期ありました。それはともかくとして、そういう議論自身を相当考え直さなければならないと、この間からの話からずっと出てきているような気がします。

ちょっと余計なことを申しましたが、ご意見を皆さまに伺いたいと思います。資料 2-1、資料 2-2 と同時に、作業部会から出てきました資料 3 の 12 ページも考えながら、ご議論を頂きたいと思います。

村上委員（琵琶湖部会）

さきほど議論になっていた部分で、今後の治水と利水と環境を全部含めて、これから河

川を整備していく時の計画づくりや考え方、目標の立て方について、私なりに考えてみたので、スライドを使ってプレゼンテーションをさせて頂きたいと思っています。5 分程度時間を頂けませんでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

前もって村上委員から、お話を聞いておりましたので、よろしくお願いいたします。

村上委員（琵琶湖部会）

1 つは、河川整備についてです。これまでの整備は、治水上の危険や水がなくなるといった危険に対して計画をたてて実施し、安全を確保してきたと思います。その結果、生物が減少していく、住民の意識が低くなってしまったといった問題が起こってきてしまったわけです。

今後の計画というのは、「今、その河川が持っている魅力は何か」ということを含めて、トータルで良くしていく整備を考えなくてはいいないだろうと思います。つまり、これまでは基本的に危機を回避するという方向での整備だったので、治水や利水が優先されてきたのですが、今後は、長期的に全体として良くしていくことが大切です。ですから、危機に対する対策と平時での対策は、同じレベルになってきたのだと考えています。ただ、今後も議論になると思いますが、河川管理者はどこまで仕事をするのかという、管理の範囲の問題があります。住民の命を守るということから、住民の居心地を良くするというところまでやるのかどうか、議論になるところだと思います。

トータルとして河川を良くしていく時に、河川が持っている機能や価値とは一体何なのかを、きちっと挙げなければいけないと思います。例えば、今までは、洪水がどのくらい制御できる川であるか、どのくらい水を供給できる川であるかという点が、川の価値に繋がっていたと思います。しかし他にも河川の価値はいろいろあります。漁場、観光、竹やヨシ、教育の場、審美的な価値や住んでいる人の憩いの場、生物のすみかとしての川、さらに、住民が河川に関わることでコミュニティが維持されていくという価値もあるでしょう。また、特に琵琶湖に関しては、雪解け水を供給する機能や、土砂を供給して河口の地形を保全するといった機能があるはずで、ここに挙げたのは、琵琶湖への流入河川を想定してましたので、琵琶湖に関しては、また別の評価の方法があると思います。

今、いくつか挙げた機能や価値を並べて、それぞれに対する指標が設定できるはずで、これまで、治水や利水に関しては、確率や被害の額を指標にしてきましたが、漁民の数や漁獲高も指標でしょうし、どうしても定量化できないものは、定性的な評価もあると思います。例えば、審美的な価値で言えば、その場所が文学や絵画の題材になっているということは非常に価値があるということにもなるわけです。

これらの価値の優先順位をいかに決めていくかということについてですが、治水であれ利水であれ環境であれ、どれが一番重要なのかは、場所によって違って来るはずで、ですから、各河川のそれぞれの情報を、1 つのフォーマットの中で整備してゆく作業が重要だと思っています。例えば、姉川を例につくってみたフォーマットなのですが、データがでたらめですので間違いですが、例えば、こういうフォーマットが必要であろうと思います。姉川であれば、河川管理がどうなっているか、どんな産業があるか、整備計画はどう

なっているか、といった指標に加え、区間を例えば 2km ごとに切って、破堤の危険性はどうか、水防組織は今どうなっているか、用水供給はどうなっているか、漁場はどうなっているか、といったそれぞれの項目について、きちっとデータベースをつくっておけば、各河川がどのように違っているのかがはっきりわかるだろうと思います。川を 2km ごとくらしいの区間に区切れば、それぞれの区間がどういう問題を持っていて、どう関連しているかが見えてくるはずで、そうすれば流域全体として、例えば、総合的な治水をするためにはどうすればよいか、或いは、民主的に合意形成をする時の議論のベースができます。さらに、このデータベースをつくる作業を担当する人が必ずいますので、その人は、それぞれの河川についていろいろな角度から、環境も治水も利水についても理解できていくと思います。この作業を担当する人がこれからの鍵になっていくと思いますが、こういう取り組みが今後必要になってくると考えているわけです。

河川については地元の人が一番よく総合的に知っているはずで、そういう情報をデータベースに加えていきます。さらに、そのデータをだれでも見られるようにしておくことが、今後の整備をしていく、さらには、それをモニタリングしていく中で、非常に重要な位置を占めると思うのです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

それでは、他の方からもご意見を賜りたいと思います。作業部会の報告である資料 3 の 12 ページも見ながら、お願いしたいと思います。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

この提言をつくり上げていく時に、計画のプロセスがどうあるべきかということがかなり出てくると思います。もちろん、個別、具体的な対象となる事業に対する配慮だとか、こう考えるべきだという一般的な意見は、かなりたくさんあります。その中で、1 つの大きなポイントになるのは、今後計画をやっていく時にそのプロセスづくりをどうしていくのかということです。

例えば、村上委員がおっしゃったことは、1 つの提案として具体的に考えていく材料としては非常におもしろいのですが、「基本的な考え方はこうあるべきだ」という書き方と、もっと踏み込んで今のようにかなり具体的な提案、例えば「いろいろな利害の対立がある時にはこういう仕組みが必要だ」、或いは「整備をしていく時にはこういうデータベースが必要だ」、或いは「こういう手続を経てやっていくべきだ」というようなところまで踏み込んだ書き方をすることによって、今後の議論が大きく違って来ると思います。

いろいろな立場の委員、或いは委員以外の方がいます。いろいろな思いなり考えを持っているそういった方々の意見の集約としての提言でなければならないですから、踏み込み方が深ければ深いほど、提言に至るまでの合意のプロセスに手間と時間がかかると思います。総論的、理念的なところで提言をまとめれば、話としてはまとめやすいわけですから、突っ込んだ議論をしなくてもよいということになります。

要するに、いったいどこまで踏み込んで考えていくのかということが、1 つ課題だということだと思います。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

村上委員と中村委員の話を受けてですが、中村委員は、ここまでを提言としてまとめるべきといった主張はしてらっしゃらないのですね。

中村委員 (委員会・琵琶湖部会)

していません。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

中村委員は課題だけ出されたわけですが、私は少し具体的に主張させていただきます。

村上委員がもう半分答えを出してくれていますが、つまり、指標を決める時には定量化できない定性というものを入れることが大事であるということです。

それから、例えば具体的に姉川を考えた時に、文化の問題とモデルの問題というのは、まさに南浜、川道、曽根という在地性を重視しながら具体例を出していくということの重要性を先ほど申し上げたわけです。村上委員がもう例を出して下さっているのでぴたっと感覚的には合いました。何故、それを主張するかといいますと、河川法の改正そのものが環境プラス地域の住民参画なり住民理解ということだからです。

例えば、この流域委員会での議論を各地域に持って行って、おじいちゃん、おばあちゃん、子供たちにどれだけわかってもらうかが、最終的にはとても大事なわけです。そうすると、できるだけだれにでもわかるような表現にしなければいけないのです。今までの多くの河川整備計画は、その辺のサービス精神に欠けていて、専門用語と行政用語だけで彩られていましたから、河川整備計画が地域に根差さなかったわけです。そういう意味では、村上委員がおっしゃったように、写真を入れる、或いは具体的な事例を示すということが重要になってきます。別に、姉川の具体的な事例を出すからそれを他に適用しろということではないです。あくまでも、1 事例として出すということですから、安曇川でもよいでしょうし、或いは家の前の小さな川でもよいだろうと思います。とにかく、いろいろな具体例を出すことが、地域に対して大変わかりやすい事例にもなります。

委員会がどう言うかは、次の段階だろうと思いますが、琵琶湖部会としてはこういうものを提案して、委員会での議論のネタにしてもらうのがよいと思います。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

嘉田委員の意見は非常によいと思うのです。嘉田委員の意見というのは、河川整備計画をつくるプロセスとして非常に大事であるという、そういう認識でよろしいのですね。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

河川整備計画をつくるプロセスですが、そのプロセス自身を河川整備計画の中に埋め込んでいくということが大事ではないかと思えます。つまり、言葉だけではなくて、或いは数量化可能なものだけではなくて、いろいろな人が河川整備計画を読んでも理解ができる、イメージがわくようなところまで踏み込んだ方が、河川整備計画の価値が高まるのではないかという意見プラス主張です。

江頭部会長代理(委員会・琵琶湖部会)

ですから、そういうふう川づくりをなさいたいという提言をしましょうということですよ。我々が計画をつくるのではないのですからね。

嘉田委員(委員会・琵琶湖部会)

主体は行政や地域ですから、そうです。

中村委員(委員会・琵琶湖部会)

もう少し具体的なことを言いますと、例えば特定のダムが直轄事業の中でどうあるべきかということ、この流域委員会で提言の中に組み込めるかということ、そういう任務を与えているわけではありませんし、権限を持っているわけでもありません。基本的な課題と新たな課題に対してどう考えていくべきかということは提言に入れていけますが、具体的なことについては当然入れられないわけです。つまり、例えば、水位コントロールをした時に、魚の産卵場所の話とヨシの問題で、当然いろいろな課題や対立の構造も出てきます。対立構造が出てきた時には、こういう委員会をつくりなさい、或いはこういう手続を経て解決していきなさいということまで踏み込むことは、なかなか難しいかもしれません。総論や基本的理念の殆どの部分については異論はないと思います。しかし、各論となった時に、どこまでこの流域委員会の中で合意に達したものが書けるか、その辺の判断がなかなか難しいので、そういうことを議論し検討していきたいと思います。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

流域委員会として意見が一致しない場合には、こういう意見とこういう意見がありました、或いは、多数はこうで少数はこうでした、というように併記するというスタンスがあります。しかし、中間とりまとめではなく、河川整備計画への答申では、この項目は入れなさい、この項目は入れてはいけませんといったことは言いなさいというのが、国土交通省から流域委員会への要求なわけです。ですから、例えばダムについてでも、その是非について、「河川整備計画にこういうように入れなさい」という言い方をしてもよいし、「これについては河川整備計画には入れてはいけないというのが流域委員会の議論である」という言い方でもよいわけです。むしろ言えるものなら言わなければならないとなっているわけです。

しかし、中間とりまとめの段階では、具体的な意見を出すことができないだろうと思います。ちょうど中村委員もきっとそれをお考え頂いたのだと思います。主要な論点という話の時には、総論的な話だけではなくて、こういう問題を扱うとするとどうすべきかといった具体的なことを、例示としては、中間とりまとめにも書いてよいのではないかと思います。但し、あくまで例示であって、中間とりまとめの後で、最終的な答申に入れられるかどうかは、流域委員会の次の問題になると思います。

私は資料3の6ページがよいと思っています。議論がもし一致できるのなら、記述のレベルはできるだけ、「基本的方向性を示す」だけではなくて「事業計画の方向性を示す」まで書く方がよいと思います。但し、全てのことについて「事業計画の方向性を示す」

まで行くことは、時間的な制約もありますから、到底できないだろうと思います。「基本的方向性を示す」までしか書けないものも、中間とりまとめの段階ではあるかも知れません。また、「進め方を示す」なり「事業計画の方向性を示す」まで行けるようなものもあるかも知れません。あくまで中間とりまとめですから、項目毎に記述のレベルに差があってもよいのではないかと私は思っています。作業部会も、そういう点については自由に進めて頂ければよいと思います。踏み込めるところは踏み込む、踏み込めないところは踏み込まないということで、中間とりまとめを書いて頂ければよいのではないかと思います。

それから、中間とりまとめの時に、書くかどうかは難しいですが、先ほど嘉田委員、村上委員がおっしゃったように、住民の意見を反映する機構をどうするかは、これもまた流域委員会で審議する内容ですので、意見が一致するところであれば、やはり書いた方がよいと思います。ただ、私自身の考えでは、この問題は恐らく 4 月、5 月になってからではないかとは思っています。

今日の村上委員に、おもしろいことをきちっとしてもらいました。もちろん違う意見をお持ちの方もいらっしゃるでしょうから、いろいろご議論下さい。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほどの江頭部会長代理の説明に補足してご説明しますと、作業部会としては、資料 3 の 6 ページの「基本的な方向を示す」、「配慮すべき事項を示す」、「評価の軸を示す」については、これまでいろいろな指摘や方向性や考え方が出てきていますので、逆に「事業計画の方向性を示す」と「個別事業についての評価結果を示す」の間にある具体的なところから、「進め方を示す」にさかのぼった議論をしているところです。要するに、個別な事項から総論として議論された枠組みをもう 1 回見直していますので、村上委員のご意見のように、個別、具体的なことに関していろいろ意見を出して頂くと、議論するときに助かります。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

今までの議論の流れと少し違った意見を言わせて頂きますと、資料 3 の 12 ページの表の「A 総合」ですが、特に私が気になっているのは、治水や河川工学の専門家はこの部会では私 1 人なのですが、気になるのは、これまでの議論に行政がとってきた施策に対するマイナスの発言がすごく多いということです。例えば、琵琶湖の水位操作には長い歴史があります。我々が生まれる以前から、秀吉が淀川で随分苦労した例、デ・レイケを招いているいろいろ努力した例、その後明治に入ってから大阪と琵琶湖住民とのいわゆる血を流す争いがずっと続いてきたわけです。現在に至ったこういった歴史的な背景を、琵琶湖部会の中間とりまとめに入れておかないといけないと思います。

とにかく生態、生物系の議論が先行して、我々の生活の観点が抜けてしまうのではないかという気がします。これは作業部会として言っているのではなくて、私個人の意見として申し上げます。例えば、ここにおられる委員の皆さまがこれまで災害の経験がおありかどうかはわかりませんが、私自身は、昭和 57 年、長崎の災害では知人が犠牲になったということがあります。最近では東海豪雨の災害がありました。災害地に住んでいる住民の意見と、1 回でも洪水災害や土砂災害に遭われた方の意見と、災害と全く無関係に暮らし

てきた人の意見というのは、全然違うわけです。治水の問題を考える時には、これは重要なファクターになってくるわけですから、これらのことを考慮する必要があると思います。

先ほどの村上委員の話にありましたが、これまでの対策は危険を回避する方向で計画を進めてきました。今まではそれでよかったわけです。村上委員の結論は、地域に応じて重要度が違うのだということでしたが、治水のマイナス面は議論されている一方で、プラス面が殆ど議論されていないというのが気がかりな点です。治水の歴史、利水の歴史といったものから我々が受けている恩恵もやはり前面に出して書くべきではないかと私は思っています。

もう1つは、利水ダムの問題について、環境面の影響からダムは要らない、或いは人口は今後増加しないから水需要は増えないといった一面的な反対論が非常に多いわけです。これはマスコミの報道にも責任があるかと思いますが、これからは、例えば、社会の産業構造がどうあるべきかといった話を含めた水需要予測が必要になってくるわけです。私は専門家ではありませんが、水需要予測というのは恐らくいろいろな予測方法があるのだと思います。そういうことも含めて水需要予測のあり方を検討しなければいけない、といったことも提言の中に入れて頂きたいと思えます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

私、部会長席から委員席に移って少し江頭部会長代理を議論してもよろしいですか。

江頭部会長代理のおっしゃったことの6割くらいまでは、まさにその通りだと私は思います。治水の問題を全く考慮しないで河川を管理できるはずはありませんし、利水についても同じことです。ですから、自然環境なんかどうでもよいという立場で治水だけを考え、人間にとってどういう治水がよいのかという議論をしたとしても、従来と全く同じ方法でよいということにはならないと思います。つまり、全部行政に任せてしまうという治水がよいのか、そうではなくて我々もやはり考えるような治水がよいのかということです。

それから、私は治水の専門家ではありませんし、江頭部会長代理の方がお詳しいので言っ頂きたいと思えますが、例えば、100年確率の洪水について対策する場合には、当然ながら来年起こるかも知れないという前提があるわけです。200年確率洪水を考えても、同じです。500年なり1000年なり、数字が大きくなればなるほど確率が少なくなりますが、それでも明日に洪水が起こるかもしれません。

やはり、選択肢ではないかと思えます。つまり、大抵の場合は殆ど水に浸からないけれども、何百年か何千年かに一回起こる洪水で大勢の人が死んでしまうという選択をするか、そうではない方の選択をするかということです。治水だけ考えて自然環境を考えないという議論も、それはどちらかという選択肢をどうするかという議論なのではないかと思えます。

利水についても、今まで我々は湯水のごとく使うのがあたり前だと思っていたのです。私の家でも、湯水の時には水を使わないように節水バルブを使っていましたが、だんだんそういうこともしなくなってくるわけです。住民が増えていくという人間の住み方自身が利水にとってふさわしいのかどうかということもあります。もちろん、産業の構造がどう変わってくるかは当然考えないといけない話だと思えます。しかし、あえて言えば、そこ

でも選択肢はやはりあるだろうと思います。その辺をどう考えたらよいかが一番大事なところだと思います。

何年か前に、ある雑誌で話して大騒ぎになったことがあります。例えば、どこかの川では、昔から住んでいる人は高い場所に住んでいます。低い場所に住んでいるのは後から来た人で、それはある意味では選択した結果ですから、それに応じた治水の方法もあるのではないだろうかということでした。たしか、長良川の下流だったと思いますが、ある場合にはげた履きや輪中という方法が、今でも大事なのではないかということをつづらした途端につるし上げにあいましたが、こういうようなことを、今、もう一度考え直せばどうなるか、という議論もあるのではないかと思います。

治水のことを考えないということは、絶対におかしいことで、治水のことは必ず考えないといけませんし、利水も同じです。それぞれに選択肢があります。

それから、江頭部会長代理がおっしゃった南郷洗堰のことは、まさにそういう歴史ですが、その後、違う考え方ができるかどうかです。あの時にできなかったのは確かにそうだととしても、今であればできるかという議論をしなければならないだろうと思います。

それでは、向こうの部会長席に戻ります。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

川那部部会長がおっしゃったことには、私も同感です。そういう観点から、いわゆる治水、利水、環境を考えていくことは賛成です。

ただ、1つ技術的な面で申し上げたいのは、河川敷の外はよくわかりませんが、河川の中であれば、治水と環境というのはそれほど相反するものでないと思います。いわゆる技術レベルでは保証できるのではないかと思います。技術はそこまで来ていると考えています。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

川那部部会長のお話はもっともなのですが、江頭部会長代理がおっしゃったことで気になる点があるのは、言葉では治水なのですが、琵琶湖総合開発以後から、水資源というところから考えられているのです。それ以前の場合は、川にしても湖にしても、自然の湖なり川からの恩恵というのは多大であると同時に、自然の持っている暴力的な力、恐ろしさといったものをどうコントロールするかという意味での、つまり生きた湖なり川をどうコントロールするか、暴れないようにどう抵抗していくか、という意味で治水という言葉が使われてきたわけです。

ところが今は、水資源という形でとらえてしまって、我々が使うために水をどう調整できるかという考え方なのです。生きた川や湖の問題も考えるという意味での治水と、水そのものだけをどう資源として活用するかという意味での治水とは、意味が違うと思います。そのこの区別を踏まえて考えて頂きたいと思います。

ここには配られていませんが、私は川那部部会長がつくられた基本的な考え方の書き直しの文案を出しているのです。その中で、B.C.7500年以前から我々は川や湖の恩恵を受けてきたということを書きました。但し、治水や利水についてはどう変わってきたかということの前文で書こうということで、文案を出しているのです。ですから、川那部部会長の

おっしゃることは賛成ですが、とらえ方を注意しないといけないのではないかと思います。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

江頭部会長代理のご意見を聞いてがっかりしているのです。そうであれば、こうした流域委員会をつくる必要はなかったのではないかと思います。江頭部会長代理の意見は、これまでの治山治水或いは河川政策が妥当だったという主張だと思います。確かにこれまでの治水政策のおかげで、私たちは生まれ育ってきましたが、その一方で、周囲の環境は非常に悪くなってしまって、今や琵琶湖の水は大変危機的な状況にきています。湖の中では魚が棲めなくなりつつある、各河川にいたっては魚も棲めないような状況になってしまった、在来魚は非常に減ってしまい、その回復のために非常な努力をしなければならない、川に有害物質が流れている、といった悲惨な状況です。これまでやってきた河川政策、河川開発というものが現代社会に不安を投げかけているという状況の中で、どうしていったらよいのか、これまでの河川政策或いは琵琶湖そのものの位置付けを根本的に見直して、我々人間も含めて生物が安心して暮らしていけるような川づくりと水質維持のためには、やはり環境を重視して語るしかないと思います。

そういう意味では、決してこれまでの議論というのは、マイナス思考の議論ではなくて、むしろプラス思考だったと思います。全面的に今までの治水や利水が間違っていたと言っているのではなく、どこに問題があって今後はどうしていくのだという議論しているのであって、それは決してマイナス思考ではないし、それぞれ一生懸命、何とかそこからよい川づくりを、きれいな水の回復を、という思いでやっていると思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

今度は、あえて部会長席から言います。2つあると思います。

1つは、多数決で決めるような問題ではないと思っています。仮に、ある分野が非常に少数派であったとしても、その方の意見を皆さまがどのように理解するかによって、そのことは考えるということにしたいと思います。これは一般的な大原則だと思います。

もう1つは、江頭部会長代理はわざとおっしゃったのだと思いますが、例えば環境の方を中心に考えているということです。環境の専門家も、環境のことだけを議論するのではなくて、治水や利水のこと、本職よりは弱いとしてもいろいろな方の意見や発表を聴くことによって、治水や利水についても考えるという話なのであって、環境の専門として出席しているから治水は任せます、ということではないと、もう一度確認したいと思います。

その辺も含めて、どういう治水が我々にとって本当によいのか、どういう利水が本当によいのか、それと自然環境との関係はどうか、というようなことについて、是非ご議論をして頂きたいと思います。幸いに琵琶湖部会は、今まで多くの方がそういう立場で議論してきて頂いたと思いますので、今後お願いしたいと思います。

川端委員 (琵琶湖部会)

資料3の12ページの表には、琵琶湖部会で今まで議論されてきたことが殆ど網羅されていると思います。先ほどの話にもあったように、場所が変われば具体的に何を考えなけれ

ばいけないかも変わります。それと同じことなのですが、この論点というものも、例えば私たちの置かれた状況から出てきたのだと思います。つまり、今までの河川整備計画の欠点、或いは欠点を踏まえてこうあった方がよいということが出てきた論点だと思います。これらは、時間が流れれば、変わっていくものではないかと思います。100 年後を見越したというのは概念的にはわかるのですが、この「100 年」というものも、抽象的に長いスパンという意味で解釈した方がよいと思います。

つまり、論点を修正していく枠組みがなければいけないのではないかと思います。論点から具体化していく時に、1 つの例ですが、アセスメントをきっちりとやるための枠組みを与える。そして、そのアセスメントも、科学技術や価値観、それから嘉田委員がおっしゃっていたような精神の問題も、経済状況やその時の価値観によって随分変わってきますから、アセスメントの方法も流動的に変えていくということです。そういう中で、論点の修正が常にあった方がよいのではないかと感じました。

こういった視点は全体に関わってくる問題だと思いますので、12 ページのどこに入れてよいかははっきりしないのですが、中村委員がおっしゃっていた、6 ページの「事業計画の方向性を示す」或いは「個別事業についての評価結果を示す」から考えた方がよいのではないかという話にも関連して、そういったことを考えてみました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

その件については、委員会の議論の中で強く出ていたことでもあって、一度決めた計画を常に考え直していかないといけないということですね。作業部会でも、そういうこともどこかに入れるようにして頂ければありがたいと思います。

作業部会に押しつけてばかりですが、作業部会では 1 つの意見をお出しになる必要はないと思います。この件については 2 つの選択肢があるのですが、皆さまはどう思われますか、といったように、次の部会で聞いて頂いてもよいわけですから、ある程度自由に考えて頂く方がありがたいと思います。よろしく願いいたします。

総論に関係して、資料 3 の 12 ページで、他に何かありますか。

仁連委員（琵琶湖部会）

先ほど治水の話が出たのですが、治水、利水、環境の目的間の相互調整ということが議論になっていると思います。3 つの目的のコストとベネフィットの負担を考えますと、治水については、これは国の責任であって、国がコストを負担するという事は、最終的には納税者が負担しているということになります。しかし、いわゆる治水事業によってベネフィットの落ちつくところとその費用を負担するのは国民一般だという点で、かなり乖離があると思います。利水についての利益については、工業用水なり上水道なり、いわゆる都市用水の場合は、水を使っている利水者がその費用を負担しています。この時はベネフィットとコストは一致しているわけです。農業用水の場合は、国からのかなりの補助金が入ってしまっていて、利益とコストが若干ずれています。それから、環境の場合は、まだ利益とコストの負担関係が明確になってないという状況なのです。

従って、3 つの目的を相互調整するのに、利害関係者の経済的な利害の関わり方という

のがそれぞれ違うわけです。ですから、同じ土俵にしないと本当は相互調整できないはずなのです。もし相互調整しようすれば、これは私の個人的な意見ですが、例えば、流域の水管理のために必要なお金はその流域の土地所有者からとるといったシステムをつくらないと相互調整の仕組みができません。今は、目的によっては直接利益者が負担するし、目的によっては国民一般が負担するというような仕組みになっているので、タダ乗りの者もいれば、費用を負担している者もいるという状況なので、きっちりとした適正な利害の調整の仕組みができづらいと思います。これは大きな話なのでこの場で議論しても仕方ないのですが、そういうバイアスがかかった上で利害調整するということは、念頭に置いておかなければならないと思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今の仁連委員のご意見はとても大事だと思います。

確かに一般論なのですが、事例として入れることは可能なのです。ただ、情報が与えられていないというところがあります。治水の費用は国が払うと言うけれども、例えば琵琶湖部会で視察した都市開発の雨水による治水ですが、そのために例えば名神高速道路の下に巨大な大津放水路をつくっています。あれは直接的には住宅開発をした開発業者、或いは住宅をつくった人たちがいわばマイナスの影響を与えているわけです。ところが、住宅開発をする人たちにはそのコストは全く払われずに、都市開発によって社会全体が数千億円の治水コストを払ったわけです。そのようなことが実は残念ながら全く知らされていません。知らされずに国が治水費を払っていたわけです。

例えば、下水道というのは税金にしたら1人どれだけ払っているのか、或いは、山を切り開いて家を建てることで流出する雨水が増えて起きる都市の洪水に対して、どれだけ治水費用を払っているかといったことをモデル的に入れて頂きたいと思います。仁連委員のお話は決して他人事ではなくて、琵琶湖で今起きていることです。

雨水利用という話でも、その雨水利用を、例えばそれぞれの開発者が内在化することによって、あれだけ大きな大津放水路は必要なかったのではないのかということも含めて、だれがタダ乗りをしているのか、だれが社会的コストを払っているのかを明らかにすることは、大切です。これからますます税金の使い方にシビアになっていくべき時代ですので、事例として入れられるとよいのではないかと思います。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

今の仁連委員と嘉田委員の議論は本質的な議論で、提言をとりまとめる時のスタンスをどこに置くかという、最も根本的なところに関わっていると思います。

今までは、地域が社会的意思決定をして、その意思決定で福祉に使うお金を我慢しても環境に使うといったことが地域で決められない要素というのが、国家事業、特に直轄の土木公共事業にはあったわけです。それがどう変わっていくかということについて、先ほどの村上委員の提示や嘉田委員の議論は、本質的なところで折り合っている部分もありますし、かなり難しい部分もあります。

今、いろいろ問題になっていますが、税負担や計画プロセス、或いは地域の意思決定の仕組みを、何を前提にして提言にまとめていくかは、かなり難しい問題ですし、本質的な

問題ではないかと思います。これは十分議論する必要があるでしょう。そこがはっきりしなければ、本質的なところを変えていくのは、なかなか難しくなると思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

その通りですね。河川整備計画ということでは、今、提言が出たとしても、20年という時間の中で、河川整備計画そのものも次々と変わっていかねばならないという話になります。そういうスタンスの中では、理想としてはこうなるべきだけでも、現段階においてはこの手段をとらざるを得ない、とか、もしそこが変わるとしたら、こういう方が本当はよいのだ、といった書き方をせざるを得ないわけです。そうではなく、この通りでよろしいという一方的な議論になってしまえば、これまたおもしろくないわけです。

社会全体がすぐ動くとはなかなか言えないとすればというようなことが、考えていくことの一つの大事なことなのです。そこまでやるとすれば、作業部会は大変かも知れませんが。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

ちょっと角度は違うのですが、作業部会で議論をしていた時に問題になったのは、これまで出ている直轄とそれ以外をどのようにとらえてその評価をしていくか、そこが現行法なり今度の河川法の限界になるかだと思います。

話としては、今日村上委員が指摘してくれたような考え方やとらえ方をしたいのですが、実際に、今、この流域委員会でどこまで決めることができるのかというわだかまりがどうしてもあります。そこは直轄ではないからとか、これは滋賀県にやってもらわないといけなないといったことを考えてしまいます。これからの日本の河川政策をどのようにやっていくのだろうと思っています。

この琵琶湖部会が、重症の琵琶湖を今後どのようにしていくか、非常に重要な位置にあるということを考えると、どのようにまとめていったらよいか、すっきりしないというか、難しいなと感じているところです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

やはり、わだかまりがありますか。そういうわだかまりはない方がよいということに、はじめからなっているような気がします。

そういう意味で言いますと、これは例示ですから決して議論して欲しいということではないのですが、例えば、琵琶湖の水位をどのように扱うかは、非常に大きな問題です。特に、先ほどから江頭部会長代理がおっしゃっているように、上流下流問題に完全につながってるところですから、当然、琵琶湖部会だけで考えることではないのですが、本当に琵琶湖の水位がどうあるべきか、少なくとも議論はしなければいけないわけです。これは明白に直轄の部分ですね。それから、例えば、ダムをどう考えるのかについてもやはり議論しないといけなないと思います。これも直轄ですね。それから、琵琶湖の沿岸についても、水位の問題だけではないはずなので、どういう沿岸をつくり上げていくのか、少なくともその方向性は、やはりここで議論しないといけなないわけです。

県は県でいろいろなことを考えていますが、河口課だけではなくて、例えば、どこかの

内湖まで含めて、沿岸というものをどのように考えるかは、少なくとも例示としては考えないといけないだろうと思います。直轄ではないとしても、考えなければならないのではないかと思います。例示ですから、どこまでできるかは別の話です。

それから、直轄河川として草津川や野洲川がありますが、しかし、それも下流の方だけです。川というものを1本として見なければいけないという考えがありますから、例えば、どこかの川を例示にして、その川はどうしていくのがよいのかということも、例として、出してゆく必要があるのではないかと思います。今日は姉川の話が出ましたし、現地視察したという意味でいえば、安曇川もありますから、そういう例示というのは、やはりあってよいのではないかと思います。

これははじめから言ったように、現に今日も、県にも来て頂いているわけですから、委員会なり部会では、わだかまらないで言った方がよいと思います。

もし時間的にいろいろな問題があれば、優先順位があるでしょうが、基本的にはわだかまらないで言って頂きたいと思います。私は最初からそう思っていますし、あえて聞きませんが、いわゆる「河川管理者」もそう思っているに違いないと思っております。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

そういうことで結構だと思います。

作業部会でも、いろいろ難しい議論があったのですが、基本的には、最低限、河川整備計画に、何らかの具体的な提言の中に盛り込む必要がある部分は議論をするということです。

ただ、難しいのは、例えば資料3の5ページですが、これは庶務が整理したものです、こういう理解でいきましょうということで示しています。まず、流域全体としての議論があり、その中で国土交通省へ提言する部分と、それから、関連の他省庁や自治体への働きかけについての提言の部分があります。

例えば、農林水産省に関連する部分というのが、相当あります。ところが、流域委員会、或いは琵琶湖部会では、そういうことに対する断片的な情報提供はあったのですが、具体的な議論、或いは県なり国の農水部門からの情報の提供、具体的な委員とのやりとり、具体的な議論というのはなかったわけです。そこについてはどういう記述をするのか、或いはどういう具体的な課題の提示をするのかは、なかなか難しい部分もあると思います。最大限やってみようということで、今は動いておられると思いますが。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

実は私はこれから、資料2-1の検討項目「5 治水」から順番に議論してこうかと思っていたのですが、琵琶湖部会は4月7日に開催予定になっており、中間のとりまとめは、そこで決めないといけません。本日の部会終了後にも作業部会をして下さるそうですが、ある部分については、4月の部会で作業部会から出して頂いた案について、議論をしなければいけないと思います。

そういう意味では、「5 治水」以降を順番に議論していくよりは、作業部会の方々から、少なくともこれについて委員の皆さまの意見を聞いておかなければ、作業も何もできないという問題について、資料3-1、資料3-2を見ながらお聞き頂き、議論をするということ

の方がよいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

では、ここで休憩をとらせて頂いて、休憩後に、作業部会の方から、一致したご意見でもなくてよろしいですから、議論をしておくべきことを言って頂くということにして、その途中で、一般傍聴の方からご意見を承るという進行にさせて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

村上委員 (琵琶湖部会)

資料中の文章で、細かいことになるのですが、1つだけひっかかっているところがあるので申し上げます。

これまでの意見の中で、ゾーニングの話が出ているのですが、「様々な考えを持つユーザーのバランスを考える際には河川空間をゾーニングすることも1つの考え方である」と書いてあるのですが、1つの考え方であるということは、確かにそれはそうなのですが、ゾーニングを何か積極的に押している感じが私はしました。

私は、必ずしもゾーニングがよいとは思っていません。特に生物から見ると、ゾーニングで区切ってしまうことが本当によいのかということもあります。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

村上委員のおっしゃったのは、資料2-2の14ページの1の最後ですね。

村上委員 (琵琶湖部会)

資料2-2の14ページの一番下にゾーニングの話が出ているのですが、積極的には出さなくてもよいのではないかというのが私の意見です。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

ゾーニングについては、それほど強く出てきた意見ではなかったような気がしますから、その程度のところで、作業部会でお考え頂くということでもよろしいでしょうか。

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

それでは、これより休憩に入りたいと思います。15時30分に再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

[休憩 15:20 ~ 15:30]

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

それでは審議を再開したいと思います。

川那部部会長、よろしく申し上げます。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

4月7日の次の部会で、琵琶湖部会の中間とりまとめを決めるというスケジュールになっていますので、作業部会で議論をするために、今ここで言うておきたいことについて議論した方がよいと思います。ですから、傍聴の方からは、今ご意見を伺った方がよいので

はないかと思いますが、よろしいでしょうか。

まことに申し訳ありませんが、15分くらいでお願いしたいと思います。

傍聴者（保木利一）

安曇川の北舟木漁業協同組合の役員をしております、保木と申します。

漁業者の立場に立って、資料3の12ページに追加してもらいたいのではないかと
思うことがあります。

琵琶湖で1000年も昔から漁をしております我々の地域においては、漁業の方法というものが
だんだんと変わって来てはおりますが、古い伝統のある漁法を用いながら魚をとって
生活をしている、こういった漁業者の立場、生活というものが、殆どこの中では論議され
ていない、と思うわけであります。

環境については、琵琶湖の水質が汚れた環境に変わっております。私が若かったころ、
20代の時ですと、いつも琵琶湖の水を飲んでいたのですが、この頃はもう全然、飲むよ
うな気もいたしません。それくらい変わっておりますし、琵琶湖に棲んでいる古来の魚とい
うものも、外来魚が繁殖して生態系が変わっています。そして、いろいろな水質の悪化に
よって魚の方も悪くなっています。このように、現在、琵琶湖の方では、漁業者の生活が
脅かされているというような感じがあります。

ご承知のように、琵琶湖のえりというのは、昔は竹でしたが最近では網のえりになって変
化しておりますが、基本的には、弓形になっているえりで魚の習性を利用した、古来の伝
統的な漁法で琵琶湖の魚をとっております。また、河川においてはやな漁業というような
漁法を用いて漁をやっておりますが、後継者が育っていないのが現状です。漁業では生活
ができないという状況に、だんだんと追い込まれております。こういった問題が、この琵
琶湖の汚れと一緒に、大きな今後の問題点になると私は考えております。

そんなことから、資料3の12ページに、琵琶湖漁業がこれからも維持できる、或いは後
継者が育つ漁業者の生活といったようなことを入れて頂けたらと思います。

傍聴者（竹田勝博）

安土から来ました竹田です。

資料3の12ページの「A総合」に、「100年後を見越した琵琶湖への配慮」と書かれてい
ます。琵琶湖は干拓や琵琶湖総合開発で湖岸が埋め立てられて小さくなりました。ところ
が、最近、温暖化等によって、天候の変化により、雨の量が非常に偏降り、偏照りになっ
てきました。また通常琵琶湖自身の、保水量は激減している、その中で水を確保しようと
すると無理なことになります。水を活用している上下水位は1m前後が普通になっており、
保水量を高くすることによって水を安定供給しようということで、いろいろな問題がおき、
我々ヨシ屋は、その影響を受けているのです。今年は雨が少ない関係で、今日の新聞では
マイナス8cmと出ていましたが、水位を低くして頂いているのは非常によいのですが、4
月の雨で水量が確保できるのか、できないのかという問題を考えますと、やはり、保水対
策を考えていかなければならないと思います。

そこで、この対応策の中に保水対策を考えますと、今まで干拓をしてきたところを湿地
に戻すとか、今、農地が転作等で非常に余っていますから、これまで干拓してきたところ

を湖に戻すといったことによって保水対策をしなければ、下流域への水の安定供給もできませんし、今まで壊してきた湿地や内湖・外湖の水辺の自然を回復していく必要があるのではなかろうかと思います。

傍聴者（金屋敷忠儀）

金屋敷と申します。簡単な質問です。

まず第 1 に、委員の皆さまのお話を伺っていると、縦割り行政ですから、何か省庁の枠だとか機関を超えることについては、遠慮しなくてはならないというような空気があるように思えてなりません。この流域委員会は省庁の枠を超えて、水源から琵琶湖水域全体を対象にして討論を行うべきだと思います。そのうえで直轄区間で何が何をするか、他の諸機関に対しては如何なる働きかけをすべきかを提言すべきです。その提言をうけて河川管理者が所管外の事項について如何なる行動をとるかは、依頼者である河川管理者が考えるべきだと思います。

それから 2 番目です。琵琶湖問題は、歴史的に正しく理解して語るべきだと思います。先ほど、嘉田委員と江頭部会長代理が歴史について言われました。琵琶湖の水位は、昔、洗堰ができるまでは、平均水位は 80 数 cm でした。琵琶湖は明治 29 年には、殆ど 4m まで水位が上がって、元の水位に復するのに 200 日を要したということです。つまり、2 作分が駄目になったということです。当時その滋賀県は農業だけが主要な産業でありましたから、このダメージは筆舌に盡し難いものでした。そういう事実はご存じなのではないでしょうか。明治 37 年瀬田川洗堰が完成し、水位管理が可能になり、次第に水位を下げきて現在に至っているとのことです。これは、単に水位の数字が変わったという問題ではありません。この変化は沿岸の地形と相俟って洪水との対応、水利用形態の変更等、住民の生活、まさに生活文化そのものに大きな影響を及ぼしました。平均水位の低下によって県民の水位に対する考え方も大きく変化しました。

ここで詳細に言うことはできませんが、簡単な例を 1 つ挙げますと、矢橋の帰帆は今でも有名ですが実は早くからなくなっています。これは矢橋が、水位低下によって港湾としての機能しなくなっただけでなく、もう長く淡水魚に依存する生活がなくなったということです。昭和 30 年代既に昔の港は青年団の収入源として水田になってしまいました。

もう 1 つは、琵琶湖が水運の要所であった事が全く忘れられています。歴史的とは重要なことでもあります。考えて頂きたいと思います。

それから、もう 1 つ大事なことを付け加えさせていただきます。言葉をちょっと選ばなくてはなりませんが、自然は遷移するということを忘れてはならないと思います。皆さまのお話を伺うと、常に現状のみを言っておられますけれども、人の考えも、利用の仕方も、所詮自然も遷移していくものです。外来種の問題もあります。更に琵琶湖が危機に瀕している一番大きな要因は、水質の問題ではないかと私は思います。水質が悪くなったから、先ほどから言われている、飲めなくなった、魚がいなくなった、何もなくなったということだと思います。その点、川は、或いは琵琶湖は、陸上の汚染物質を拒否する機能はありません。すべての流入物を受け入れざるを得ません。琵琶湖を汚染させているのは沿岸の住民です。琵琶湖は汚れたのではなく、汚したのです。委員会はこの事実を認識して提言を行うべきであります。

資料 3 の補足を読みますと、琵琶湖総合開発は河川法の改正以前に計画され、実行された問題であると書いていますが、琵琶湖総合開発事業は河川法だけによったものではありません。琵琶湖総合開発事業は、河川法が母体であります、特別立法をしてこれに約 20 数種の事業を並行してやったのです。むしろ、河川法の改正のきっかけになったのだと、私は考えています。私は、この琵琶湖総合開発事業の立案者の 1 人であると自負しておりますので、この点については事実誤認では許されません。徹底的に議論しなければならないと思います。この事業に先立って行われた琵琶湖水産資源調査は直接被害補償策を調査するのではなく琵琶湖生態系のシステム調査を主眼としていた事を、想起して頂きたいと存じます。

私は琵琶湖事務所長時代、野洲川改修（これは天井川を下げる話ですが）を担当いたしました。5 つの集落がありまして、私は 200 回くらい、直接住民の皆さまと徹底的にお話しし、説得もいたしました。同時に、皆さま方の意見を取り入れて、或いは法線を取りかえるというようなこともやっています。つまり、やり方の問題なのです。ですから、今までの河川行政が全て、住民の意見を聴かなかつた、或いは、依らしむべし、知らしむべからず、であったというように決めつけられるのは、極めて先入観的断念、かつてそれを担当していた者として非常に残念に思います。

これ以上、言えばもっともっと長くなりますから、以上でやめておきますが、幾らでもまた私を直接つかまえてお話し頂ければありがたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

他にはありませんでしょうか。特になければこれで終わりにさせて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一般傍聴者からのご質問やご意見に対して何も答えていないとおっしゃられる方がおります。お答えしなければならないとは思いますが、委員の方から今のお話について、何かお聞きになることがあれば、お願いいたします。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

安曇川の漁業組合の方のお話です。作業部会でも、漁業の話をして、どこに入れるかということで、どのような漁業種が過去にあったかという話までしました。ところが、これは他もそうなのですが、この資料 3 の 12 ページの表の中には入らない課題というのが随分あるのです。それは私も不満なのですが、いくつかの欄にわたって相互に関連するものがあるわけ、それをどう取り込むかというのは今後の課題になっています。ご理解頂きたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他に特にご意見がなければ、それくらいにさせて頂いて、先ほどの続きに入りたいと思います。

どちらからでもよろしいです。つまり、作業部会として、今日、是非議論しておいて欲しいということがありましたら、おっしゃって頂きたいし、作業部会に入っていच्छゃ

らない方からは、是非作業部会で議論して欲しいということがありましたら、おっしゃって下さい。もちろん、作業部会に入っていられしゃる方でも、これはやはり作業部会でやるべきであるというご意見があっても、もちろん構いません。

中村委員 (委員会・琵琶湖部会)

作業部会の中で、どのように位置付けるのかいろいろ悩んでいまして、今日、琵琶湖研究所の所報を配って頂いたのは、そのことがあったことなのです。

琵琶湖の最近の状況、特に北湖の湖底環境については、少しわかってきたというレベルです。例えば、陸上の人為的な様々な計画、事業との関係、或いは、今、変化しつつある気象変動の問題等を視野に入れて、本格的に調査研究をして結論を出すというところまではいってないわけです。

例えば、提言の中で、具体的にこうすべきだとか、こうでなければならないというところまで踏み込んだ結論が出せないものが幾つかあるのです。

その1つはダムの問題です。作業部会の中では、ダムの計画については、社会的に1つの意思決定ができるまではその事業を実施すると結論づけるべきではない、というような提言の方法もあり得るだろうという意見が出されています。要するに、よくわかっていないことに対して、どのような位置付けをしていくかが課題となっています。その辺を、今日、議論して頂ければと思います。

私としては、琵琶湖研究所の所報の巻頭言に、琵琶湖の湖底環境について、ここまではわかっているが、非常に複雑に現象が関わっているがゆえに、よくわかっていないこともあるから、本格的な議論と調査をすべきではないかと書きました。

それから、倉田委員の話と先ほどの漁業者の話も先日の作業部会で議論があったところなのですが、漁業というものをいわば産業として考えていく以上、新しい琵琶湖の取り組みの展望を開いていくことが難しい局面もあるということです。そういう場合に、漁業というものが、広い意味での琵琶湖の生態系なり、水質のあり方を象徴的にあらわすものであり、産業そのものではなくて、さらに広い価値を認めていくというような基本的な発想があるべきではないかということが提言の中に盛り込まれるべきだという議論がありましたので、その辺も含めて、委員の皆さまのご意見を頂きたいと思います。

以上の2点です。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

中村委員から、2つの問題について話して頂きましたが、皆さまはどうお考えでしょうか。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

人間の選択というのは、いつも合理的、或いはデータに基づいているとは限らないので、かなり意図的に、これは自分たちが生きていくために大切なのだという価値観を出さざるを得ない時があると思います。

私自身は、例えば、琵琶湖の漁業が、今は漁師さんが100人になっても10人になっても1人になっても、琵琶湖はもともとの魚がいて、それをつかんで、自然の恵みで生きてい

る人がいるということ自体が、価値観として大事なのだと考えています。いわばアイデンティティーとして大事なのだということを常々思っていますので、数量化できないものでも出さざるを得ないだろうと思います。漁師さんの存在というのは文化的に大変重要で、琵琶湖の存在価値の本質にあると思っていますからです。ですから、先ほどの中村委員からの漁業に関する課題についてはそう解釈しております。

まだ研究が始まったばかりのことをどう位置付けていけばいいか、という課題についても、科学的にわからないことが大変多い中で、躊躇しながらやっている間にどんどん状況が悪くなるということがあります。その時には、社会的に合意できる範囲で手を打たざるを得ないのではないのかと思います。見えないことがたくさんある、科学で見えていることがほんの一部でしかないというような時には、社会的判断をせざるを得ません。そこで大切なのは「予防原則」でしょう。そして、何故その判断をしたかということは、特に後の世代に責任を持たなければいけませんから、きちんと、何故その判断をしたのかそのプロセスを記しておく必要があると思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私は、かなりの確かさを持ってそうであることで、かつ、それがその通り起これば大変致命的なものであるという時には、やはり対策をとらざるを得ないのではないかと思います。

例えば、地球温暖化というのは本当に起こっているのですかと言った時に、そんなことわからないわけです。しかし、やはり、どういうことをしていけばいいか、国際的にも議論になるわけです。とんでもないことが仮に起こるかもしれないならば、今から何かしないといけません。もちろん、20年後くらいまでは放っておいても構わない、その時にわかればそれでよいというくらいの変化なのだ判断されるのであれば、それはそれでよいと思います。しかし、そうではなく、かなり致命的なことになる可能性が十分にあるとお考えになるのなら、それに対する対策は、やはり立てるべきではないかと私は思います。致命的かどうかということが、非常に大きな問題なのではないかと思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

科学者の役割について、社会的に誤解があると思います。

科学者はデータを出します。判断材料を出しますが、最終的に判断するのは、例えば、琵琶湖研究所ではなくて社会なのです。社会というのは、今日来られている一般傍聴の皆さまも、行政も含めてということです。ですから、科学者はあくまでも判断材料を示す役割で、判断するのは科学者ではないということです。

ですから、もちろん科学者も判断をするのですが、先ほどの価値観に関わる判断は一社会人として判断するのであって、科学者としては確実に価値判断からは自由で客観的なデータを出さなければいけないだろうと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

中村委員、先ほどのお話で、はっきりわからない場合の意思決定をどこまでやるかという話をもう少しお聞きしたいのですが。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

ある目的のために調査をして結果が出ましたということではなく、たまたまわかりかけてきているという段階で、その不確定な情報をベースにして提言をつくるということも可能です。

例えば、先ほどの川那部部会長のお話にあった予防原則ということがあるわけです。わからないから躊躇していて、実際に起こった場合に大変なことになったら困るということです。ただ、私が北湖の湖底環境のことについて言っているのは、それよりもはるか前の段階で、ようやく状況がわかりかけてきたという段階かなと思っています。ですから、本格的に、それを意図した調査研究は必要だろうという意味です。

西野委員（琵琶湖部会）

北湖の低酸素化についてコメントさせていただきます。今、科学者は情報を出すだけだという話がありましたが、中村委員がおっしゃられたように現在は結論が出せないという状況です。懸念があるという段階です。しかし、無酸素化しても大丈夫だという意見も一方ではあり、そのところについては、現時点でははっきり言いにくいというのが現状ではないかと思います。

それから、水産業の話が先ほどから出ていましたが、私も同意見で、最近魚類が琵琶湖の生態系でどういう役割を果していたかというのは、ある程度わかってくるようになりました。例えば、ボテジャコといわれるタナゴ類が殆どいなくなってきているわけですが、そのボテジャコは何をしていたのかと言えば、実は付着藻類を食べていたわけです。最近、沿岸帯でもものすごく藻類が増えて、何故だろうという話をしていたのですが、その中で付着藻類を食べるタナゴ類がいなくなったために増えたのではないかという考え方も出てきています。

ですから、魚類の保全というのは、魚がかわいくて大切だというご意見もあろうかと思いますが、そうではなくて、湖の生態系の中で重要な役割を果していて、だからこそ、魚類を保全しなくてはいけないのです。ですから、それを水産業の枠にとどまらず、生態系の保全という観点から考えるべきだと思います。

藤井委員（琵琶湖部会）

今年、レイチェル・カーソンが「サイレントスプリング」を書いてちょうど40年たちます。40年前にレイチェル・カーソンが、周囲の調査研究がきちり整って、全てのことがわかって本を書いたかということ、そうではないわけです。判断を迫られる時期があると思います。先ほど嘉田委員がおっしゃったように、その時にどういう生き方を求めるか、産業のありようはどうかということ、きちりやらないと、調査研究で今ここまでできていますが、まだやる調査をする必要がありますと言っている間に、確実に状況は変わっていくわけです。今まさに私たちがその判断を迫られている時期と考えて、この中間とりまとめもまとめていかなければいけないと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

ということは、藤井委員は、定量的にはっきりしないような問題であっても、危険側に賭けて判断をすべきであるというご意見ですね。

藤井委員 (琵琶湖部会)

はい、そうです。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

私も、藤井委員がおっしゃったことに全く同感です。私は、科学者ではないのでデータのことはよくわからないのですが、感覚的には答えられます。

今、大変な事態にきているのではないかと思います。琵琶湖を見ても、その周囲の自然環境を見ても、ですね。そういう意味では、何もかもがよくわかった時は、既に人類が滅亡してしまっているかもしれません。やはり、この流域委員会は非常に重要な位置にあると思っております。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

先ほどの西野委員のお話に戻りたいのですが、魚が何故重要かということですが、かつて水質については、窒素とリンの話ばかりしていたのですが、20年ほど前に、そんなことより魚がいることが大事ではないですかと言われるようになりました。例えば、地元の方は、自分たちが何かを流しても、ご飯粒1つ流しても、全て魚が食べてしまったから水はきれいだったということを知っています。現場では当たり前のことが、今ようやく生物、或いは生態系の分野で議論になりつつあるわけです。

生活の中で経験的に蓄積されてきたことを判断材料にすることが大事ではないだろうかと思います。ですから、科学でわからないことがたくさんあり、感性や直観でやらなくてはならないことがあります。琵琶湖はわからないことだらけですが、明らかにここ30年の変化は、数十万年の歴史の中で、極めて異常で大変大きな危機にあるのではないのかと、私も思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

中村委員が最初に出された2つの課題については、こんなところでよろしいでしょうか。

中村委員 (委員会・琵琶湖部会)

私は結構です。私がお配りした所報の11ページに、こう書いているのですが、こういう理解でよいかどうかということなのです。11ページの下から7行目くらいからなのですが、「しかし、北湖の湖底環境の悪化といった長期的に大規模かつ深刻な影響をもたらしかねない現象の進行は、科学的に知見に基づく技術的対策だけで食い止めることは不可能である。産業・経済・都市活動の影響を一層軽減する様々な工夫と試行錯誤を重ねるとともに、長期的視野に立った保全策を実施していかなければならない。北湖の水質悪化傾向は、湖の水循環や物質循環に大きな影響を与えかねないインフラストラクチャーの整備についても、予防原則に則った思い切った政策転換を視野に入れた検討が急務であることを示して

いるのではないか。」というのが私の今の見方です。

この最後のところ、「思い切った政策転換が急務である」とするのか、或いは「思い切った政策転換を視野に入れた検討が急務である」とするのか、ということです。今、政策転換の検討は、全然なされていません。たまたま実際にいろいろな研究がなされ、この所報に関連する研究が4編入っています。それぞれが断片的につながってきて、1つの状況がわかりかけてきたという状況です。例えば、何々ダムはつくるべきではないということを提言することはよいのか、それとも、ダム中止を視野に入れた検討をするまでは凍結し、その検討が終わった段階で社会的なプロセスを経て結論に至るとするべきか、この流域委員会ではどう考えるべきでしょうかということです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

例えば、その2つの内容によって、どのようなことが具体的に起こるかということです。そういうことをもう少し言って頂いた上で、作業部会から4月の部会を出して頂くという手もあります。

もしある確信を持って、そのように思ってもらえれば、「検討が急務である」ではなくて、「転換が急務である」という言い方が、よいと思います。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

作業部会で私が言ったことは、当事者である国土交通省が中心となって、計画作成段階では全く視野に入っていなかった問題を含めた具体的な検討をすべきであるということです。それなしに結論を出して、現行の政策を遂行していくというのはおかしいと思います。そのためには、やはり現行の事業をストップしてでもきっちりすべきだろうし、それは当事者がやるべきだろうと、作業部会で私は言いました。ただ、結論は出ていません。

藤井委員（琵琶湖部会）

私も川那部部会長に同感です。しかも、「予防原則に則った」というところをきっちり強調すれば、先ほどから私が申し上げているようなことにもつながると思います。検討ではなくて、予防原則にのった政策転換をここで言うべきだと私自身は思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

私もはっきり言ってもらってもよいと思います。私は「予防原則に則った思い切った政策転換が急務」というようにして頂きたいと思います。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

今、中村委員がおっしゃったのは、北湖の水質とダムのことですか。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

1つはダムのことです。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

そうですね。

北湖の水質劣化というのは、我々の生活の仕方が物すごく大きく影響しているわけですね。

例えば、私は中村委員の意見は、我々の琵琶湖に集積しているいろいろな産業がありますが、そういうものの転換を大きく図ると云う意味で伺っていたのですが、ダムが出てくるとは思っていなかったもので、これ以上発言は今この場では控えます。

中村委員 (委員会・琵琶湖部会)

今、江頭部会長代理がおっしゃったように、農業を含めた産業構造と湖底環境の変化、特に有機物濃度の増大、富栄養化現象と温暖化、積雪量の減少というものが、非常に複雑に絡み合っているということまではほぼ結論づいているのですが、どれがどの程度効いていて、何がなされればどうなるかということは、そういう研究や検討をしていませんから、わかっていません。ただ、そういうことを大至急はっきりさせるということは非常に重要なことだろうと思います。概況的には北湖の状況が変化しつつあり、指標によっては悪化しているということに基づいた政策転換の中に、例えばダムの問題を含められるかどうかということです。ダムについては検討していませんから、今の材料だけで結論は出ないわけです。当事者である国土交通省が計画の初期の段階できっちりとした状況の把握をすべきです。そこで得た情報を踏まえて、どう判断するかは、社会的な意思決定の問題だろうと思います。今は多分その前の段階にいるということです。

ですから、ほぼ概況的に結論づけられるということで、例えばダムの建設は白紙に戻すべきだと流域委員会で言うべきであれば、それに至った経緯はきっちり説明できるようにしておくべきだろうと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

できるだけ客観的な言い方をしたいのですが、例えば川に流れ出てくる肥料の量を 3 分の 1 にできるとしたら、他のことは少く構わないというようなことも当然あり得るわけです。いろいろな問題の中で、肥料を少なくする必要があると言われていています。そのような範囲の中の議論としては、それは十分にあり得ると思いますが、それだけが何とかであるというようにはならないような気がします。ですから、極端に言うと、雨から降ってくる窒素の量が今よりもうんと減らせるというのであれば、こんなことやこんなことくらいやったって、何にも驚きませんよということがあってもいいかもしれません。

しかし、他のところが下げられないような状態であれば、できるだけ上げないような状況はやはり考えることが必要であると私はお聞きしたのです。もちろん全く個人の意見ですから、いろいろと考えて頂いた上で判断すればよいことです。しかし、危険性のあるような問題は指摘して頂いた方がよいのではないかと思います。

西野委員 (琵琶湖部会)

例えば、琵琶湖の水質というのは、長期的に見れば、ここ 20 年くらい湖への流入負荷は下がっているわけです。しかし、湖の性質にはそれほど大きな変化がありません。やはり、

タイムラグがあるということです。流入負荷が減ったらすぐ生態系が変わるというものではありません。10年、20年のタイムラグが必ずあるのです。

そのタイムラグというのは、生物では特に顕著にあらわれます。ですから、先ほど「懸念」と言いましたのはそういうことで、今ちょっとくらい何かやっても、すぐに変化は起きないのです。ただ、長期的に見ると、生物はドラスチックに大きく変化します。

生態系というのはあくまでシステムですから、外から今流入負荷をこれだけ減らしたら、確実にすぐ変化するものではないということ、必ずタイムラグがあるということをご理解頂きたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他にはいかがでしょうか。

例えば漁業の問題というのは生態系としても大事だと嘉田委員は言って下さいます。西野委員にも言って頂いています。琵琶湖の漁業がなくなってしまうと、その人たちがどう生活するかだけではなくて、歴史的な人間の活動ということにおいても、やはり大変大きな問題なのではないかと思えます。

ですから、生態系の問題もありますし、人間自身の問題としても、やはり漁業でも何でも、少なくともある程度は考えておかないといけないのではないかと考えているのです。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

河川整備計画に対して、イエスかノーかを、我々が出さないのですよね。そこまで物を言うのですか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

中間とりまとめにおいては、当然、そういうことは言いません。こういうことを考えて河川整備計画をお考えにならないとおかしいですよ、とは言います。従来のやり方ではなくて、こんなこともお考えになった上で、河川整備計画は立てられるべきですと言うのが、中間とりまとめだと思えます。その後で出てくる河川整備計画案に対しては、これはやめなさい、これは入れなさいと、意見として言わなければいけません。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

中間とりまとめで、イエスかノーを言わなければいけないのでしたら、私は辞表を出して帰ってしまおうと思っていたくらいなのです。河川整備計画作成にあたっての考え方や方法論を示すということですね。ですから、中村委員がおっしゃるところまでいくと、非常に大変なことになるなど、そのように思っていたので、確認という意味で発言させて頂きました。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

中間とりまとめをどのようなスタンスで記述するかというのは、最終的な判断をする時に大きな影響を与えるという意味で言っているわけです。

中間とりまとめの中で、例えばそういう検討が必要であり、検討なくして事業を現行の

計画どおりに進めていくことはまずいのではないかというスタンスに立ってまとめることもできるわけです。そういうことが最終答申の中で出てくることを想定したまとめ方です。要するに、検討が必要なのだという指摘です。それが1つです。

一般的に言うと、いろいろなことが概況としてわかっています。研究でもここまでわかっています。それで、最終答申の時に判断して下さいというまとめ方があります。3つあるのですが、江頭委員の今の話は3番目で、非常に重要な要件があるので、最終的には、そういうことを判断の材料にして結論を出すべきだというまとめ方です。私は、きちりとしたことがわからずに、判断するのはまずいので、全体の判断の時にはプロセスをきちりつくるべきだという結論が出るようなまとめ方があるのではないかということを行っているわけです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

時間もありませんので、言わせて頂いてよいでしょうか。つまり、そういうご意見がいろいろと出てくることは当然あり得るわけなので、その2つのあり方を作業部会から出して頂いたらよいのではないかと思います。それを部会で判断をするということではよいのではないかと思います。

もう1つ考えておりますのは、琵琶湖部会でまとめたものを全部入れながら委員会で中間とりまとめをつくるわけではありませんので、委員会は委員会で、部会でのとりまとめを十分に考慮しながら、全体として書きます。委員会、或いは運営会議の段階で決まっていますのは、委員会としての中間とりまとめをするだけでなく、そのとりまとめの後ろページに琵琶湖部会のとりまとめ、淀川部会のとりまとめ、猪名川部会のとりまとめを、そのまま載せるというのが現在のスタンスです。そういう意味では当然琵琶湖部会で出たものが全部委員会で書かれるということはありませんと考えると、琵琶湖部会の中でどういう考え方が多くて、どうであるかという書き方でよいのではないかと思います。

当然、琵琶湖部会の中間とりまとめ作成に向けての議論の中で、一番最初のところでとめるべきだという意見ももちろんあるでしょうし、そういうやり方でなければ、今のところどうしようもないと思いますので、作業部会ではそうして頂いた方がよいのではないかと思います。他の委員の方は、その点では次の部会で、作業部会からいくつかの選択肢が出てきましたら、こちらの方がよいというような議論をして頂いた上で、最終的には2つの意見を出すということもあるでしょうし、或いは全然出さないということもあるでしょうし、片方だけを出すということもあるでしょう。

最後に1つだけ追加をしておくと、先ほど嘉田委員がおっしゃったように、だれでもわかってもらえるようなものでないといけないので、大変難しいとは思いますが、例を幾つか出して頂く方が、わかりやすくなると思います。もちろん、これはあくまでも例であって、確実にそうだというわけではないということを皆さまによくわかっていただく書き方をしないとけないので、難しいのですが、できるだけ単純な抽象ではなくて、原因のようなものが含まれていて、どういう問題がどのように難しいのかということもわかるようなものがよいのではないかと思います。

川端委員 (琵琶湖部会)

簡単に言います。中村委員のおっしゃったことについてです。私は、検討をする必要があるという提言の書き方がよいと思います。

今までわかった科学的なデータを出せば、私たちが判断することもできますが、多くの人が比較的、客観的、科学的な物の見方をしている時代ですから、他の人でも判断はできると思います。結論が出る前に状況が悪くなるということも事実です。しかし、そうではなくて、こういう事実があるということを出して、検討する必要があるという提言をした方が私は科学的であると思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

大変うれしいことに、違う意見も出てまいりました。

ただ、川端委員も非常によくご存じのように、科学は、極めて客観的なものとして存在しません。ある考え方が存在しているのは確かですから、そのことをはっきりわかるような格好で出すという形であれば、それはそれでいけると思います。いけない場合は、もちろんおっしゃる通りです。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

今の意思決定に関する件で、一言申し上げますと、河川整備計画をつくる時にいろいろな評価軸というのがあるわけです。例えば、環境軸、治水、防災軸、利水軸というものがあります。特に環境軸にはたくさんの軸は多数ですから環境軸を明瞭に示すのは、不可能に近いわけです。やはりいろいろな評価項目を示して、その中で我々学識経験者、地域の方々、住民の方々の意見が得やすいような、反映されやすいような格好で評価するためにも、「検討をする必要がある」という書き方をするのがこの流域委員会の役割ではないかと思えます。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

確認ですが、江頭部会長代理がおっしゃっていることについてですが、中間とりまとめの段階ということではなるわけなのですが、最終的な答申の段階においても同じようなお考えなのですか。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

流域委員会ができる仕事は、そういうことではないのですか。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

私は、そういう理解はしていません。全てについて具体的にイエスかノーかを示すというのではなくても、少なくともこれまでいろいろ議論を重ねてきたことについては、具体性のある答申であってもよいのではないかと考えています。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

私の従来からの理解は、繰り返しになりますが、河川整備計画にのらなかったものは、

新規には事業を行いません、計画にのったものは新規にいたしますという話で、河川整備計画にのせるかのせないかということに関する最終判断は、いわゆる「河川管理者」がおやりになるけれども、意見は徹底して聴きたいという立場だと思います。そういう点では、仮に河川整備計画案にはのっていたとしても、のせるべきではないと委員の皆さまが一致すれば、それはそういうことになるでしょうし、或いは河川整備計画案にはのっていないけれども、のせるべきであると意見が一致したものについては、のせるべきであるという最終答申を出すというのが基本的な理解だと思います。

それでは、これで中間とりまとめについての議論は終わらせていただきます。

次に、琵琶湖工事事務所から出して頂いた資料について、簡単に説明してください。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

資料番号がついておりませんが、「河川管理者からの提供資料」という表題になっています。資料の後半部分に新聞記事がついているものです。

これは、先週3月8日に新聞記事で出ておりますが、大戸川の沿川の信楽町の浄水場でフェノールを検出して、現在もこの浄水場から供給されているエリアでは断水が続いているという事件です。これは、フェノールがまじった原因は特定されておられません。現在、その浄水場の復旧の工事をしております。間もなく復旧が可能となります。この過程で、最後の記事ですが、信楽町の浄水場は地下水をとっているということだったのですが、河川から取水をしているという疑いが出てきました。河川から取水するには河川法の様々な許可が必要となりますので、河川法の違反ということになります。

そういった事実関係等々について、今日の午後、県、国の方で現地の方に立入調査をしている状況であります。情報提供ということで出させて頂きました。

藤井委員（琵琶湖部会）

事実関係というのは、河川法に違反しているかどうかの調査ということで、汚染の原因究明ということではないのですね。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

原因究明ということではありません。

藤井委員（琵琶湖部会）

それは残念です。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

原因究明については、現在も町当局の方で水道の担当部局として調査されていると聞いています。

藤井委員（琵琶湖部会）

大戸川のところには産業廃棄物の埋立地がありますから、そういうことを含めて、原因究明にいろいろ動くのかなと思っていました。河川法違反であるのは、勝手に水を取水し

たのなるわかる話です。それだけの話でしたらあまり大げさにいうことはない、私自身は思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

藤井委員は、琵琶湖工事事務所としても原因究明をしてほしいという意見ですね。

県の方からこの件に関しては何か、特につけ加えられることはありますか。なければそれで結構です。

それでは、県の方からも提供資料があります。これについて、簡単に説明して下さい。

河川管理者（滋賀県 琵琶湖環境部水政課 山田）

資料4ということで、昨年から続けておりました琵琶湖の適正利用、水上バイク、或いはその他もろもろの件についての検討状況の資料を提供させて頂いております。

1枚めくったところに大体の経過を書かせて頂いております。7月17日に第1回の懇話会を開きまして、先月の2月14日に4回目の懇話会を開いて、懇話会としては一応一通りスケジュールをこなしたということになっております。

現在、そこで話された議論をもとにして、この適正利用懇話会の最終の提言案の修正作業をいたしております。3月中にこの懇話会から滋賀県知事に向けて提言が提出されます。その後、例えば条例をつくる必要があるものについては、条例案をつくるであるとか、或いは現在の条例の範囲内で何かできることについては、この夏までにどういう対策をとるか、そういうことについて、県の内部で検討をしていくというスケジュールになっております。詳しくは、その後の方に提言の案等をつけております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ということは、3月の末まで最終の適正利用懇話会からの報告はまだ出てないということですね。これはやはりこの前からも議論がありましたように、大変大事な問題だと思いますので、報告が出ました時には、委員に配って頂くようお願いいたします。

私自身は、これをちゃんと読んでないので、まだ何とも言いようがないのですが、幾らかご存じの方でこの件について何か特に発言をなさる方はいらっしゃいますでしょうか。

特にありませんか。ちょっと数分待った方がよろしいですか。或いは次の部会で、ということでもよろしいですか。

それでは、これだけ分厚い資料を一部分だけ見て何かを言うということもできないでしょうから、読んでおいて頂きたいと思います。次回の4月7日の部会では、恐らく時間的にこの話をするのは難しいと思います。他の方も大変だと思いますので、何か特にご意見がありましたら、庶務を通して言って頂くということをお願いしたいと存じます。

私からこんな挑発をしてはいけないのですが、藤井委員、先ほどの問題は、もしも淀川水系流域委員会全体として、議論すべきというお話であれば、そのように提案して頂ければ扱えないことはないわけです。その場合は、改めてかなりきっちりした形で議論を出して頂ければよいと思います。淀川水系流域委員会の琵琶湖部会としての問題として出して頂ければ、ここで議論は可能です。

藤井委員 (琵琶湖部会)

わかりました。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

今回の信楽町の水道、或いは守山の水道の話もそうなのですが、長期的に水利用を考える時に、水道だけに依存できない、いわば万一の時にどうするのかということの1つの練習問題だったわけです。ですから、信楽の場合には、もちろんフェノールがどこから出てきたのかという原因究明がまず大事だと思います。それから、河川法違反という問題もあるのですが、それはどちらかという制度の問題ですから、自然環境というところではそこだけを取り上げるべきではないと思います。とにかく原因究明が大事です。

それから、水道がとまった時に暮らしがどうなったのかということで、井戸や他の水はどういう地域の水があったのか、そこでどういう生活行動をしたのかということ、この際ですから逆にちょっと調べておいて頂けたら、いざという時のライフラインの確保というような次の計画につながるだろうと思います。大規模システムというものは、いつも内在的な危険というものを伴っているわけですから、その時に社会的にどう対応するのかということのヒントになるだろうと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

嘉田委員としては、少なくとも県にはその辺のことを調べてもらいたいということですね。つまり、淀川水系流域委員会の琵琶湖部会のメンバーとして調べてもらいたいと要請されるのであれば、そう言って下さい。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

はい、そうです。水道がとまった時の暮らしがどうなるのかという観点から調べて欲しいと思います。私は普段から井戸や多様な水源を地域社会が確保するのがよいと提案をしているのですが、そういうものが果して具体的に意味があるかどうかというようなことです。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

琵琶湖部会として利水の問題をきっちり考える時に必要だと思いますから、是非今度の例題として考えて欲しいということですね。

嘉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

はい。そういうことです。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

それでは強制するわけではありませんが、その辺のことに対する調査ををして頂ければ大変ありがたいですし、その結果を公表して頂ければと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 水野)

県と調整して、考えたいと思います。

それと、水質の問題ですけど、フェノールが出たという新聞報道があった時に、大戸川の下流域、瀬田川について水質調査を簡易な方法でしておりまして、その下流ではフェノールは検出しておりません。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

それでは、これで終わらせて頂きたいと思います。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

では、これにて淀川水系流域委員会第11回琵琶湖部会を閉会します。ありがとうございました。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議 (2002/7/16 開催) にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録 (案) 完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する (確認期間 2 週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。